

各位

株式会社 東北銀行

国土交通省及び一般社団法人環境不動産普及促進機構 とのパートナー協定締結について

～老朽・低未利用不動産の再生促進に向けた協力関係を構築～

株式会社東北銀行(取締役頭取 浅沼 新)は、国土交通省及び一般社団法人環境不動産普及促進機構(以下「Re-Seed 機構」)(注1)との間で老朽・低未利用不動産の再生促進を目的としたパートナー協定(別紙1)を締結しました。パートナー協定書の内容については以下の通りです。

- (1) 東北銀行、国土交通省及び Re-Seed 機構は、相互に連携して耐震・環境不動産形成促進事業(注2)及び改正不動産特定共同事業法(注3)の活用を促進することになりました。
- (2) 「相互の情報提供」、「事業の活用が見込まれる案件の紹介」、「ファンドマネージャーの紹介」等を行います。

パートナー協定の締結を通じて、事業の資金の出し手となり、また国土交通省、Re-Seed 機構と密接な協力関係を構築することにより、不動産証券化手法を活用して、地域の不動産が再生されることを期待しています。

(注1)、(注2)については環境不動産普及促進機構 HP (<http://www.re-seed.or.jp/>) をご参照ください。

(注3) 不動産特定共同事業とは、投資家から匿名組合契約に基づく出資を受けて、不動産の取引を行い、その収益を投資家に分配する事業をいいます。これまでは不動産特定共同事業を行うために許可が必要であったものの、一定の要件を満たした特別目的会社(SPC・特例事業者)については届出を行うことで不動産特定共同事業を実施できるようにすること等の改正が6月に行われました(公布より6カ月以内の施行)。

以上

【本件に関するお問い合わせ先】

成長産業推進部(担当:高橋、中村)

電話: 019-651-6161

 **東北銀行**

〒020-0023 盛岡市内丸3番1号

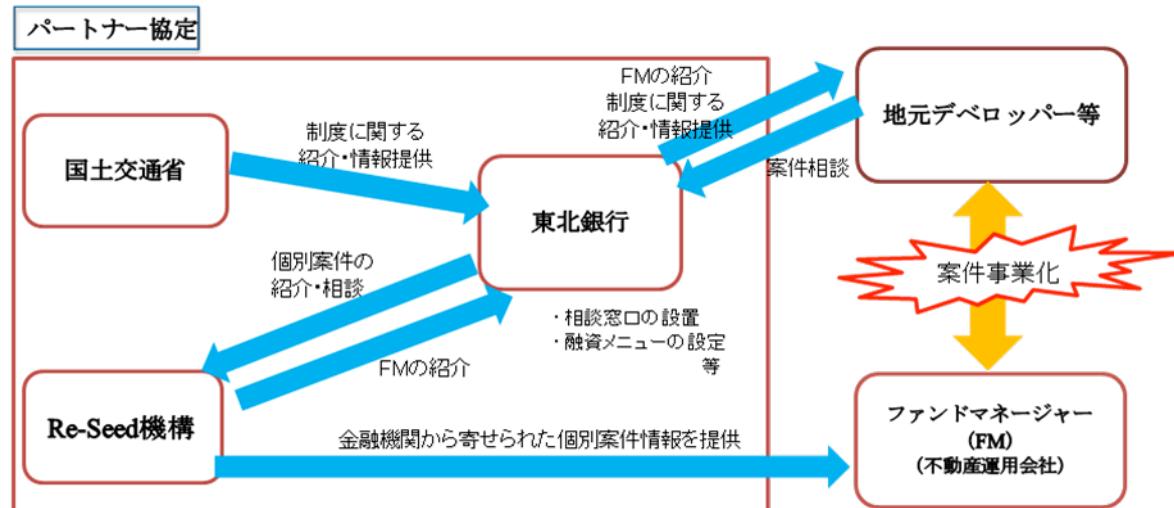
電話番号 019-651-6161


FAX 019-653-1291

ホームページ <http://www.tohoku-bank.co.jp>

(別紙1) 地方都市における不動産の再生促進に向けた協力関係の構築

【スキーム図】



 **東北銀行**

〒020-0023 盛岡市内丸3番1号

電話番号 019-651-6161

FAX 019-653-1291

ホームページ <http://www.tohoku-bank.co.jp>